

◎新潟県告示第801号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成29年6月23日

新潟県知事 米山 隆一

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 田沢小栗山線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
南魚沼市小栗山字入山2910番3から	新	14.2～29.0メートル	90.7メートル
同市小栗山字入山2910番3まで	旧	14.2～29.0メートル	94.0メートル